

農地改良届指導要領

尾道市農業委員会

(目的)

1. 農地改良届とは、生産条件の劣る農地を所有者又は耕作者（所有者の同意が必要）が農業生産力向上の用に供することを目的とする。

(届出)

1. 農地の改良工事を行おうとする者は、事前に別紙農地改良届出書（以下「届出書」という。）を農業委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

(工事の概要)

1. 1作（最大で1年未満）の休耕が必要ない場合かつ盛土高が1m未満の改良工事を原則とする。
2. 改良工事を行う農地に接する土地の所有者との境界確認等を行い、同意を得ること。
3. 擁壁をしないで土破にする場合には、隣接地との境界より十分にひかえて盛土・切土をすること。
4. 改良工事に伴う土砂等の搬入に際しては、道路・水路・その他公共施設がある場合には、関係機関の指導を受けて保全を図り、被害対策には万全を期すこと。
5. 工事完了後、速やかに耕作の用に供するものと認められる改良工事であること。
6. 他法令に関することについては、関係機関の指導を受けること。

(指導)

1. 工期の延長により1作以上耕作できない場合又は工事内容の変更により盛土高が1m以上となる場合は、直ちに一時転用の許可申請をするよう指導する。また、工事完了後に農地改良完了届を農地に復元した写真を添付して報告することを求める。
2. 事務局は、必要に応じて、当該届出書に係る農地の所在する区域担当の農業委員と連携して指導を行う。
3. 農地の改良工事によって被害が生じた場合には、届出人の責任において改善すること。

(報告)

1. 事務局は、届出書の内容を総会において報告する。

付則

この要領は平成 8 年 5 月 2 8 日から施行する。

付則

この要領は平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

付則

この要領は平成 2 6 年 4 月 2 5 日から施行する。